

5 / 17 (火) の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 5月17日(火) 10時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 令和2年度(2020年度)財政的援助団体等監査結果報告書について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) ありません | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>○財政的援助団体等監査結果の報告 地方自治法第199条第9項の規定に基づき、5月17日、道議会議長、知事等に報告(提出)しました。</p> <p>○配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度(2020年度)財政的援助団体等監査結果報告書の概要 ・令和2年度(2020年度)財政的援助団体等監査結果報告書 | | |
| 参考 | <p>○財政的援助団体等監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第199条第7項の規定により実施する監査 <p>○監査実施団体、時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査は、道が補助金等その他の財政的援助を行っている団体等のうち98団体について、令和3年6月から令和4年2月までの間に実施しました。 <p>○監査の結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を指摘事項、指導事項又は検討事項に区分しています。 ・指摘事項等の件数については、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項 3件 ・指導事項 18件 ・検討事項 2件 | | |

| | | | |
|-----------------|--|-------|--|
| 報道(取材)に当たってのお願い | 質問等がございましたら、下記にご連絡くださるか、事務局までお越しください。(道庁別館11階) | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | :(場所) | |
| | 同時レク | : | |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 担当 (連絡先) | 監査委員事務局総括監査課特別監査グループ TEL 011-231-4111 (内線: 32-365 千葉) 直通011-204-5638 | | |
|-------------|---|--|--|

令和2年度(2020年度)財政的援助団体等監査結果報告書の概要

1 監査の実施方法等

令和2年度財政的援助団体等監査は、道が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等のうち、道の財政的援助等に係る額が多い団体や比率が高い団体、経常経費を援助するなど道の関与が高い団体を中心に98団体を対象として、実地監査又は書面監査により、道の財政的援助等に係る出納その他の事務が適切に執行されているかなどについて、令和3年6月から令和4年2月までの間に、北海道監査委員監査基準に準拠し実施しました。

2 監査の結果

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を指摘事項、指導事項又は検討事項に区分しています。

指摘事項等の内容、件数については、次のとおりです。

是正又は改善を求めた団体数(道の部局を含む): 17団体

(1) 指摘事項 3件(報告書P3)

違法又は不当な事項のうち、誤りの程度が重大なもの、著しい損害を生じているもの又は著しく妥当性を欠くもの

・団体: 学校法人吉田学園

内容1: 介護従事者確保総合推進事業補助金において、補助対象とならない事業着手日以前の経費及び翌年度事業に要する経費を補助対象経費としたことから、補助金47万1,330円が過大となっていた。

内容2: 私立専修学校等管理運営費補助金において、補助金の配分額の基礎となる教員数を誤ったことから、補助金13万円が過大となっていた。

また、私立専門学校修学支援補助金において、対象となる学生数を誤ったことなどから、補助金12万3,400円が過大となっていた。

さらに、当該補助金において、授業料及び入学金の減免額を誤ったことから、学生に対して減免が過大となっているものが、3名分、8万100円、減免を行っていないものが、1名分、29万5,000円あった。

・団体: 一般社団法人北海道ハイヤー協会

内容: 道の補助事業の執行については、補助事業者等は善良な管理者の注意をもって行わなければならないが、補助事業の執行に当たり、補助事業者は大部分の業務を他の団体に任せ、進捗状況も把握しておらず、帳簿も一部を除き他の団体が保存しているなど、適切とは認められない補助事業の執行体制となっていた。

また、補助金交付申請において、団体の議決機関に予算案を提出することを確約していたが、これを行っていなかった。

さらに、正味財産増減計算書には、当該年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示しなければならないが、補助事業に係る収入と支出を含めていなかった。

(2) 指導事項 18件(報告書P3~)

違法又は不当な事項のうち、指摘事項までに至らないもの
(内訳)

| 区分 | 事業執行 | 収入 | 支出 | 契約 | 財産管理 | 工事 | 経理 | 道の部局※ | 合計 |
|----|------|----|----|----|------|----|----|-------|----|
| 件数 | 6 | | 2 | 2 | 1 | | 4 | 3 | 18 |

※ 監査実施団体に対する指摘事項については、当該団体又は当該補助事業等を所管する道の部局に対し指導を行うよう求めている。

(3) 検討事項 2件(報告書P5~)

財政的援助等の所管部局で是正又は改善の方策等を検討する必要があると認められるもの